

子どものけんりニュース

だいごう
第10号
2006.12.26発行

さっぽろし
札幌市がすすめている「子どもの権利条例(札幌市における子どものことについてのきまり)づくり」についての
ニュースレターです！一緒に「子どもの権利」について考えてみませんか！？

さっぽろし
札幌市では、条例素案を7月に公表し、多くの皆さんから意見をお寄せいただいたほか、
しちょう
市長と校長会、PTAの代表との意見交換などを実施してきました。また、12月15日には、
これらの意見等を踏まえた素案の修正の方向性などについて、市議会の文教委員会において
審議されました。札幌市は、本年度中の条例制定に向けて、今後も準備を進めていきます。



じょうれいそあん ろんてん 条例素案の論点について

しぎかいぶんきょういんかい
市議会文教委員会には、素案の主な論点として、「大人の
やくわり
役割」や「子どもの権利行使」などを9点示しています。こ
れらについては、下記の市民意見などが寄せられています。

◆大人の役割

「保護者の役割を具体的に記載してほしい。」「親の適切な
しどうきょういくたいせつ
指導や教育の大切さについてしっかり規定すべき。」

◆子どもの権利行使

「自分勝手、我がままな子どもにならないか不安。」「権利だ
けではなく、責任についても規定すべき。」

◆子どもの権利侵害からの救済

「どのような制度設計になるか、具体的な
ほねぐしめ
骨組みを示してほしい。」



しゅうせいほうこうせい 修正の方向性について

さっぽろし
札幌市は、子どもが生活する様々な場面で「子どもの権利」
が活かされるよう、正しく意味が伝わるような分かりやすい
ひょうげん
表現にする必要があると考えています。このことから、
ひだりがわたん
左側の3点についても、次のように修正する予定です。

◆大人が子どものことを判断するときの大切な役割である

「子どもの最善の利益を考慮する」ということについて、
しじょうれいぜんたいりねんあらかわぜんぶん
条例の全体の理念を表す「前文」などで規定する。

◆権利を行使する際の責任として、「自分の権利が尊重されることと同じように、他の人の権利も尊重する。」という規定を盛り込む。

◆権利侵害からの救済について、権利の侵害が子どもに及ぼす影響、制度設計の根本となる考え方について示す。

ポイント1

「子どもの最善の利益を考慮する」とは？

今回の修正では、「子どもの最善の利益を考慮する」と
いう言葉を加えていますが、これは、「子どもにかかわるこ
とを決めるときは、何が子どもにとって最も良いことなの
かを判断の基準にする。」という考え方です。

「最善の利益」を考慮するためには、子ども本人の考
えをよく聞くことが大切ですが、子どもの意見がすべて認め
られる訳ではなく、成長・発達段階によっては、子どもの意見
が受け入れられない場合もあります。

大人は、子どもの意見を尊重したうえで、子どもにと
て何が最も良い結果をもたらすか、最善の利益の観点から
判断し、子どもにきちんと説明する役割が求められます。

ポイント2

「権利を行使するときの大切なこと」とは？

子どもが、条例や条約などに定められる権利を行使す
るときに大切なこととは、どのようなことでしょうか。

自分に権利があるように、ほかの人にも権利があります。

例えば、「表現の自由があるからといって、人を傷つける
ようなことを言っても良いというわけではない」というよう
に、権利を行使するときには自分の権利が尊重されるのと
同じように、ほかの人の権利を尊重する責任が伴います。

札幌市は、子どもが権利を正しく学び、相手のことを尊重
する経験を積むことで、自立した社会性
のある大人へと成長・発達することを、
支えていきたいと考えています。



(※) 市議会に提出した資料を、ホームページでご紹介しています。
http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/L01_2b.html

さっぽろしこども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
でんわ 011-211-2942 ファックス 011-211-2943
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
05-G01-06-144
18-5-33